

令和7年度オープンイノベーション研究・実用化推進事業の公募に関するQ & A

令和7年2月18日現在

分類	問	回答
応募対象_1	どのような研究が応募対象か。	オープンイノベーション研究・実用化推進事業は、農林水産・食品分野の研究を対象とした競争的研究費です。 本事業では、国内の農林水産業・食品産業の発展や当該産業に係る基礎段階の研究及び新たなビジネスの創出につながる実用化段階の研究を幅広く対象としています。 ただし、以下のような研究課題は応募の対象とはなりません。 ・ 社会科学系研究を主として行う研究課題 ・ 農林水産業・食品産業の発展に寄与しない研究課題 ・ 令和7年度当初予算「みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業」のうち研究開発（委託プロジェクト研究）で公募される研究課題に該当する研究課題
応募要件_1	どのような研究グループで応募したらよいか。	基礎研究ステージのチャレンジタイプを除き、すべての研究タイプにおいて、2機関以上の研究グループで応募してください（同一のセクターどうしでも可）。単独機関で応募はできません。※チャレンジタイプについては、単独機関での応募が可能となっています。 ただし、開発研究ステージ実用化タイプは、代表機関にセクターⅣを、開発研究ステージ現場課題解決タイプは、代表機関にセクターⅠとしていただく必要があります。 なお、「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの提案は、従来どおり研究機関等の分類で定めているセクターで2セクター以上の研究機関等で構成される研究グループで応募してください。 ※研究機関等の分類 セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試験研究機関、地方独立行政法人（大学を除く）、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、協同組合 セクターⅡ：大学、大学共同利用機関、高等専門学校、高等学校 セクターⅢ：国立研究開発法人、独立行政法人、特殊法人、認可法人 セクターⅣ：民間企業、農林漁業者が組織する団体、農林漁業者
応募要件_2	申請者の要件の2機関というのは、協力機関も含めることができるか。	協力機関は研究コンソーシアム外部の第三者扱いであるため、参画機関とすることはできません。
応募要件_3	国外の研究機関が共同研究機関として参加することは可能か。	国外に本社を置く研究機関でも日本国内に設置された機関で法人格を有している場合は、参加することが可能です。 なお、協力機関につきましては、特段要件はありません。
応募要件_4	応募者の資格要件に法人格を有するとあるが法人格は研究グループに参画する全ての機関が必要か。	代表機関のみ法人格を有している必要があります。 また、研究管理運営機関が生研支援センターと委託契約を締結し、生研支援センターからの委託研究費を受けて、代表機関及び共同研究機関へ研究費を配分する場合は、研究管理運営機関も法人格を有していることが必要です。
応募要件_5	「令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の申請を行っている又は申請を確約できること」とされているが、当該資格は研究グループ全ての参画機関に必要か。	代表機関が当該資格を有している必要があります。 「研究管理運営機関」を配置する場合は、「研究管理運営機関」が当該資格を有している必要があります。
応募要件_6	技術研究組合が応募する場合、セクターⅠ～Ⅳのどれに該当するのか。	技術研究組合は、その組合員に民間企業が含まれている場合には、セクターⅣに該当するものとして取り扱います。 ＜参考：技術研究組合とは＞ 技術研究組合は、技術研究組合法（昭和三十六年五月六日法律第八十号）に基づき、産業活動において利用される技術の向上及び実用化を図るため、これに関する試験研究を協同して行う（法第1条）ことを目的とする法人で民間企業や研究機関等で構成されています。技術研究組合の事業は、試験研究の実施、その成果の管理、組合員に対する技術指導及び施設使用許可等に限られます。
応募要件_7	「応募の対象とならない研究課題」について、令和6年度以前に採択された委託プロジェクト研究の課題の中で、採択された研究内容に含まれていない部分については、応募可能か。	令和7年度の委託プロジェクト研究の課題に該当しておらず、また、令和6年度以前の委託プロジェクト研究の課題の中で、採択された研究内容に含まれていない研究については、応募は可能です。

分類	問	回答
応募要件_8	「研究倫理に関する誓約書」の提出が応募の要件となっているが、契約時にも提出が必要となるのか。	応募時点では、研究統括者の「研究倫理に関する誓約書」の提出が必要となります。また、契約時には、全ての研究参画機関から誓約書を提出いただくこととなります。
研究コンソーシアム等_1	共同機関が、研究期間の途中で、やむを得ない理由により離脱することになった場合、研究コンソーシアム側は何らかのペナルティを受けるのか。また、研究を継続するにはどのような対応が必要か。	共同研究機関が研究期間中に離脱することについて特段のペナルティはありません。 共同研究機関の離脱により当初の計画目標達成に重大な影響を与える場合は新たな共同研究機関を選定していただく必要があります（目標達成が見込まれない場合は研究の中止もありえます。）。また、委託契約・研究計画等の変更手続きをしていただくこととなります。 なお、研究タイプの要件に影響する場合は、別に要件を満たしていただく必要があります。
研究コンソーシアム等_2	協力機関の参加は研究開始時から入れる必要があるか。研究期間中からでも参加は可能か。	計画変更により研究期間の途中から協力機関等を加えることも可能です。あらかじめ参画することが判明しているのであれば、応募時から参加することも問題ありません。
代表機関_1	農林漁業者が組織する団体や農林漁業者は、代表機関としての参画は可能か。	法人格を有している等、代表機関の要件を満たしている場合は代表機関として参画は可能です。 なお、法人格を有していない場合は、代表機関として参画はできませんが、共同研究機関や協力機関としての参加は可能です。
代表機関_2	国外の研究機関が研究グループの代表機関になれるのか。	国外に本社を置く研究機関でも日本国内に設置された機関で法人格を有している場合は、研究グループの代表機関となることは可能です。
共同研究機関等_1	研究開始後に共同研究機関や協力機関の追加は可能か。	生研支援センターと協議の上、必要と認められる場合は追加が可能です。
研究管理運営機関_1	研究管理運営機関は共同研究機関から選出することは可能か。	研究を実施する機関（共同研究機関）が研究管理運営機関となることも可能です。
研究管理運営機関_2	代表機関が民間のプライム企業（旧1部上場企業）でも研究管理運営機関の設置は可能か。	代表機関が大企業であっても研究管理運営機関の設置は可能です。
エフォート_1	本事業に研究統括者又は研究分担者として、複数の課題に応募することは可能か。 また、すでに採択されている課題に参画していても応募は可能か。	複数課題の応募や、すでに採択されている課題に参画している研究者の場合の応募は可能ですが、研究者のエフォートに注意するとともに、その旨を提案書に記載してください。 また、公募要領5の（1）の「不合理な重複及び過度の集中の排除」に注意をお願いします。
エフォート_2	本事業に応募し採択結果が判明しない前に、他の研究事業に同じ研究内容で応募することは、不合理な重複に当たらない理解でよいのか。	本事業の審査結果が判明しない時点で、他の研究事業への同じ内容での応募は可能です。 仮に本事業で採択された場合、別の研究事業での応募申請を取り下げ・辞退等していただきます。または、別の研究事業で先に採択された場合は本事業の応募を取り下げる等して、不合理な重複を回避する必要があります。
エフォート_3	応募用紙の状況・エフォート」において、「（2）受入予定の研究費」と「（3）現在受け入れている研究費」があるが、どのように書き分ければよいのか。また、令和6年度で終了する研究費は、記載する必要があるか。	（2）受入予定の研究費には、令和7年度以降に実施が決まっているもの、 （3）現在受け入れている研究費には、現在実施中の研究費で令和7年度以降も実施するものを記載してください。令和6年度に終了する研究は「2. 研究費の応募・受入等の状況・エフォート」ではなく、実績として「5. 研究業績」へ記載してください。
研究統括者等_1	外国人でも研究総括者になれるのか。	研究総括者の要件を満たしていれば、外国人でも可能です。ただし、書面・ヒアリング審査等は日本語で行いますので、対応できる程度の日本語力を有していることが必要です。
研究統括者等_2	研究総括者の要件において、研究機関等に常勤的に所属することとあるが目安時間はあるのか。	「常勤」とは週32時間以上の労働時間が基本となっています。 したがって「常勤的」は、その8割程度の労働時間の勤務が目安時間と考えています。

分類	問	回答
研究統括者等_3	研究統括者又は研究分担者の所属が、人事異動等で提案時と契約時で変更となる可能性があるが提案は可能か。	人事異動後も、研究開発を行うための体制が整っており、知的財産や経理に関する能力・体制を有する機関に所属することが確実であれば提案は可能です。なお、課題提案書には、提案時に所属している機関の情報を記載してください（変更後の研究統括者がすでに決まっている場合は、氏名や変更時期を括弧書きで記載してください）。
委託費_1	間接経費は、委託費上限額に上乗せして計上できるのか。	間接経費は各研究ステージの委託費上限額の内数となります。間接経費を含めて3,000万円以内（チャレンジタイプ及び若手研究者応援タイプのみ1,000万円以内）で提案してください。
委託費_2	「本事業に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）に所属する研究所が参画する場合、当該機関に係る研究予算については別途措置する予定」とあるが、農研機構の研究費は予算記載時においては委託費上限額と別途となるのか、委託費上限内となるのか。	委託費上限額は、農研機構の研究費も含めた総額です。
委託費_3	大学と企業での研究費負担割合に決まりはないのか。それぞれ分担する研究内容に基づいて研究費を割り出すということによいのか。その場合の比率は任意なのか。	研究費の配分比率等決まりはありませんので、研究内容に応じて研究グループ内で研究費を決めてください。
委託費_4	研究費の上限額（委託費の上限額）に、自己負担額（自己資金支出額）は含まれるのか。	含まれません。自己資金額は別途で計上し、課題提案書の「自己資金」欄に記載してください。
委託費_5	共同研究機関として民間企業A社が参画を検討しているが、民間企業A社分の研究費については、民間企業A社が全額自己負担することとしているが共同研究機関としての参画は可能か。	共同研究機関については、必ずしも研究費（委託費）の計上がなくても参画は可能です（開発研究ステージ実用化タイプ除く）。
委託費_6	設備備品を導入する際、解析等に必要なPC等は、本事業でのみ使用することを前提に、理由書の事前提出により、その必要性を生研支援センターが認めた場合に限り計上できるとあるが、その理由書の事前提出のタイミングはいつか。また理由書の様式等はあるのか。	採択課題の決定から委託契約締結の間に、予算措置される内容について精査することとなりますので、その際に導入する必要性を説明してください。 なお、決まった様式は有りません。
委託費_7	固定資産について、研究期間が終了した時点で委託された機関が残存価格で買い取りすることになるのか。その際、定率法と定額法では償却期間が異なるが、どちらなのか。	委託研究終了後の固定資産の取扱いですが、残存価格で買い取りをして頂くことは可能ですが、委託研究終了後も同種の研究を継続することを目的に使用するには、研究機関又は構成員が所有権を持ったまま継続使用できます。なお、減価償却方法は、定額法を適用します。
委託費_8	設備備品費にて設備導入を計画しているが「委託事業終了後の取扱いについては、別途、生研支援センターへの返還の要否をお知らせすること」になっているが、耐用年数等関係なく設備を返却するのか。	委託期間の終了後、同種の研究を継続して行う場合は、継続利用が可能です。研究実施の最終年度に、生研支援センターから確認の連絡をします。 なお、継続使用しない場合の処分や譲渡の場合は、その手続きを行います。

分類	問	回答
委託費_9	研究開発に使用した機器の研究開発期間終了後のその資産管理方法について、教えていただきたい。	委託期間終了後に、同種の研究において継続使用される場合は、各機関の規程により管理して下さい。
委託費_10	設備だけでなく試験等の外注も200万円以上の場合、入札が必要か。協力機関への外注となるケースもあるかと考えるが、この場合、申請時点では協力機関を特定せず申請することになるのか。	外注費においても契約額が200万円以上の場合は、2者以上の競争契約を行ってください。業者を選定して発注する必要がある場合は、「選定理由書」により競争を行わない理由を明確にし、価格の妥当性についても説明する必要があります。
委託費_11	リースによって取得する物品で契約期間後にも支払いが発生する場合、汎用性が高いと判断される場合があるのか。	委託期間終了後のリース料については、委託経費で支出することはできませんので自己資金での対応となります。また汎用品の判断については、採択課題の決定から委託契約締結の間に確認することとなります。
委託費_12	委託費の概算払について、その年度の前半のうちに多くの予算執行が必要な場合、限度額の50%を超えての請求が認められるのか。	50%を超える概算払い請求は、申請できます。 その際には、生研支援センターの担当課へ事前連絡を行い、了解を得たうえで「概算払請求書」の備考欄にその理由を記載するようにしてください。生研支援センターが了解した後に支払うことになります。
委託費_13	オープンイノベ事業を含む複数の予算で雇用される研究員の年休について、エフォートに応じた按分計算という理解でよいのか。例えばオープンイノベでのエフォートが50%でその他50%は他の研究費で雇用される場合、取得できる日数は年間日数の半になるのか。	年次有給休暇取得に伴う費用については、原則として委託費へ計上することはできません。 ただし、雇用契約書などにより委託事業のみに従事していることなど条件を満たす場合には計上することができます。なお、他の事業にも従事される場合は、計上できません。 また、エフォート管理（雇用形態は年俸制、月俸制）している場合には、エフォート管理による有給休暇の按分ができます。
委託費_14	研究支援者を設けることになっているが、前事業までのPOと同じ役割か。資格や役割について決まりがあるのか。	研究支援者は、以前に実施していた農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業における専門POとは別に、研究マネジメントや研究成果を確実に実用化や商品化に結び付けるための橋渡しの能力を有する人材として、研究グループ自ら選定していただくこととしています。研究課題を適切かつ効果的に推進するため、生研支援センターにおいて、別途研究内容に対応した専門的知見等を有する外部アドバイザーを配置（チャレンジタイプを除く）します。
委託費_15	本事業の予算で役務業務を委託することは問題ないか。（ブライマーの合成など）また、金額の上限はあるのか。	研究課題の一部又は全部（研究開発要素がある業務）を、受託者（代表機関・共同機関）が他の研究機関等に再委託することはできませんが、研究実施上、必要不可欠なもので、委託業務専用として使用する機械装置、備品等の製造（製作）・委託業務専用として使用する機械装置、備品等の操作・保守・修理等の業務請負は、外注費として計上可能です。金額についての条件は設定していません。 なお、契約金額（契約期間における総見込支払額）が200万円以上の場合は、2者以上の相見積（見積競争）を行ってください。
委託費_16	委託費の精算はどのように行うのか。	委託費の支払いは、原則として、委託費の額が確定した後に委託費を支払い（「精算払」）ます。なお、委託業務実施期間の中途において、委託費を支払う（「概算払」）ことも可能です。 なお、本事業では、複数年の計画であっても、単年度毎に委託契約を締結しますので、年度毎に精算を行います。
委託費_17	各年度で委託費の支出額が契約額よりも少なくなった場合、残額は返納になるのか。翌年度への繰り越しは可能か。	精算について、年度毎に実際に支出した経費の額と委託費の限度額（契約額）のいずれか低い額をお支払いします。執行残額を翌年度以降に使用することはできません。なお、全額概算払済みの場合は、生研支援センターに未執行額を返還いただくこととなります。

分類	問	回答
ステージ移行_1	ステージ移行とはどのようなものか。	基礎研究ステージの研究課題（チャレンジタイプを除く。）については、研究期間終了年度において優れた成果を創出し、かつ将来性が見込める場合は、「開発研究ステージ」へ、公募を介さずに移行できるシームレスの仕組みを予算の範囲内で実施しています。 終了時評価とステージ移行評価を同時に実施し、終了時評価が「A」のうちステージ移行評価の高い課題から予算の範囲内で、開発研究ステージへ移行できます（研究期間は5年以内です）。 なお、終了時評価が「A」であってもステージ移行が保証されるものではありません。 また、今後、研究ステージの移行の仕組み等が見直される可能性もあります。見直しがされた場合、該当する可能性のある研究課題は、研究期間終了年度時点での仕組み等により対応していただくこととなります。
ステージ移行_2	次のステージ等への優先的な採択の実施方法について、どのように希望を確認するのか。	ステージ移行等について、採択後の研究実施期間の最終年度に移行希望の有無を生研支援センターにおいて確認します。
マッチングファンド_1	マッチングファンド方式の基本的考え方はどのようなものか。	本事業では、農林水産業・食品産業における革新的な技術・商品・サービスを生み出す研究を支援するとともに、研究成果の着実かつ迅速な実用化・事業化といった「社会実装」を重視しています。そこで、開発研究ステージの実用化タイプについては、民間企業等による研究成果の商品化・事業化を促進し投資を誘発するため、民間企業等〔※〕が自己資金を支出し、その支出額に応じて委託費を配分する「マッチングファンド方式」（以下「MF」という。）を必須としています。（共同研究機関においては、一部対象外あり。） <u>自己資金を支出する（＝MFの適用対象となる）民間企業等とは、研究成果を用いて新たな商品や便益の開発を行うことにより、将来的に利益を享受することとなる民間企業等</u>のことを指します。 〔※〕ここでいう「民間企業等」とは、公募要領3（1）のセクターⅣに該当する以下の機関です。 民間企業、農林漁業者が組織する団体、農林漁業者
マッチングファンド_2	企業として成果を商品化・収益化する場合でも、その成果が政策推進に資することを目的とした重要政策タイプに応募してもよいのか。	重要政策の推進につながることを目的として産学官が連携して研究を進めるのであれば、民間企業が商品化・収益化を行う研究成果が一部に含まれる場合であっても重要政策タイプへの応募が可能です。
マッチングファンド_3	民間企業を代表者とする申請であっても、基礎研究ステージの応募であれば、マッチングファンド形式でなくてもよいのか。	マッチングファンド（MF）を必須としているのは開発研究ステージの「実用化タイプ」のみです。基礎研究ステージ及び開発研究ステージの開発重要政策タイプ、病虫害防除対応タイプにおいては、民間企業が代表者であっても、MFは必要ありません。
マッチングファンド_4	研究開発の都合で、例えば資本金10億円以下の企業がマッチングファンドで1年目の自己資金を200万円拠出し、生研支援センターの委託金を自己資金の100万円分（委託金200万円）しか請求しなかった場合、残りの自己資金100万円を2年目の自己負担分としてよいのか。例えば2年目の自己負担がゼロ円でも最大200万円の委託費が出るのか教えていただきたい。	生研支援センターが認めた場合に限り、当該超過額を次年度の自己資金に含めることは可能です。過去に自己資金で購入した設備備品の償却費等も自己資金として計上可能なので、工夫してください。
マッチングファンド_5	自己資金支出額の下限はあるのか。	下限額は設定していませんが、研究に係る費用を委託費及び自己資金から支出していただきますので、研究内容に照らして適切な額を計上してください。
「知」の集積_1	「知」の集積と活用の場合からの提案の優遇措置を受けるための要件は何か。	公募要領の3（3）の③、3（7）をご確認ください。 応募時までに「知」の集積と活用の場合の研究開発プラットフォーム（PF）が設立されており、かつ、研究グループの構成員全員が、この（同一の）PFに参画していることが必要です。 PFの設立や構成員の追加については、【「知」の集積と活用の場合 産学官連携協議会事務局】へ届出の上、受理されていることが必要となりますので、ご注意ください。

分類	問	回答
「知」の集積_2	研究を行う研究者個人がプラットフォームに入っていればよいのか、当該研究者が所属する組織としても入っている必要があるのか。	個人会員として協議会に登録している研究者個人が、研究開発プラットフォームに参画することも可能です。したがって、必ずしも所属組織がプラットフォームに参画する必要はありません。
「知」の集積_3	研究グループの構成員全員が研究開発プラットフォームに参画していると認定されるために必要なことは何か。	研究グループの構成員全員が研究開発プラットフォーム（PF）に参画していると認定されるためには、研究統括者及び研究分担者の全員が①、②のいずれかに該当していることが必要です。 ① 所属機関（部局）が、PF構成員（法人・団体会員、特別会員） ② 本人が、PF構成員（個人会員） なお、①の場合、研究者（研究統括者及び研究分担者）の所属機関（部局）がPF構成員として加入している機関（部局）と一致する場合、又は、その下部組織に該当する場合に、研究者が研究開発プラットフォームに参画しているとみなします。 ○PF構成員「A大学B学部」→研究者「A大学B学部教授」 ○PF構成員「A大学」→研究者「A大学B学部教授」 ×PF構成員「A大学B学部」→研究者「A大学C学部教授」
「知」の集積_4	所属機関の内部規程の制約から、所属機関全体の知的財産権をとりまとめる部局の名義で研究開発プラットフォームへ加入している。研究者の所属部局と異なるが、研究開発プラットフォームに参画しているとみなされるか。	研究者（研究統括者及び研究分担者）の所属機関（部局）が、研究開発プラットフォーム（PF）の構成員として加入している機関（部局）と一致する場合、又はその下部組織に該当する場合に、研究者がPFに参画しているとみなします。従って、本質問のケース（例えば、PF構成員が「A大学知的財産部」で研究者が「A大学B学部教授」のような場合）では、原則として、研究開発プラットフォームに参画しているとはみなしません。 ただし、内部規程の制約等で、研究者（例えば「A大学B学部教授」）の所属部局（例えば「A大学B学部」）や所属機関全体（例えば「A大学」）の名義でPFに加入できず、知的財産権をとりまとめる部局等（例えば「A大学知的財産部」）が所属機関全体を代表してPFに加入している場合は、 ① PFに加入している部局が所属機関全体を代表して加入していることが分かる規程及び参考資料（組織図など） ② PFに加入している部局が所属機関全体を代表する旨を記した申出書※ のいずれかを、課題提案書に添付していただければ、それを基に判断させていただきます。 ※所属機関全体の長又は担当理事・役員の名義としてください。
「知」の集積_5	企業や大学が参加する産学連携組織の名義で研究開発プラットフォームへ加入している場合、その産学連携組織に所属する研究者は研究開発プラットフォームに参画しているとみなされるか。	対象の研究者（研究統括者及び研究分担者）が産学連携組織（大学・研究機関・企業等が参画する組織）に所属しており、かつ、その産学連携組織が「知」の集積と活用の場の趣旨・目的に沿う活動を行っていることを条件として、研究開発プラットフォームに参画しているとみなします。 上述の条件の確認のため、別記様式3-2「「知」の集積と活用の場 研究開発プラットフォーム」の4「研究開発プラットフォームの構成員」欄に、対象となる研究者が産学連携組織に所属している旨を記載ください。そのうえで、 ① 該当する研究者が産学連携組織に所属していることがわかる資料（名簿等） ② 産学連携組織及びそれに参画する研究者が「知」の集積と活用の場の趣旨・目的に同意し、「知」の集積と活用の場の活動に協力することがわかる書面（会則、産学連携組織代表者の申出書等） の双方を、課題提案書に添付していただければ、それを基に判断させていただきます。 なお、研究機関のセクターの確認のため、提案書様式2（3）「研究組織」には、対象の所属研究機関として、産学連携組織ではなく、籍をおく所属機関を記載ください。
「知」の集積_6	協力機関も「知」の集積と活用の場のプラットフォームに参画している必要があるのか。	研究グループの構成員でない協力機関については、「知」の集積と活用の場のプラットフォームに参画している必要はありません。
「知」の集積_7	プラットフォームの設立をしたいが、届出から受理にどれくらいの時間を要するのか。	届出の審査には最短でも1週間程度の時間を要します。「提出＝受理ではない」旨、ご留意いただくとともに、届出の内容に不備があった場合、受理されず差し戻される場合があるため、申請は余裕を持って行ってください。 届出書の提出期日は令和7年2月18日（火）12時までです。 ご提出の際は、以下URLに記載の注意点を必ずご確認ください。 https://www.knowledge.maff.go.jp/blog/2024/02/522412.html

分類	問	回答
「知」の集積_8	研究開発プラットフォームの届出が受理されたことは、どのように確認したらよいか。	届出が受理された研究開発プラットフォームについては、2月28日(金)までに協議会ウェブサイト（以下URL）に一覧が掲載されます。掲載内容に不備などがある場合は早急に産学官連携協議会にご連絡ください。 https://www.knowledge.maff.go.jp/platform.html なお、一覧については、事業の公募締切に合わせてホームページに公開されている名簿を更新するので、その時点で一覧に掲載されている研究開発プラットフォームが加点の対象となります。名簿の更新等については、「知」の集積と活用場のホームページも御覧ください。
「知」の集積_9	「知」の集積と活用場のプラットフォーム間で連携し、Aプラットフォーム構成員とBプラットフォーム構成員で研究コンソーシアムを形成し、応募する際はどうかすればよいか。	このような場合は、いずれか一方の研究開発プラットフォームに、研究コンソーシアムとして想定している構成員が全て参画いただいた上で、当該プラットフォームからの提案として応募してください。活動実績については、提案を行った研究開発プラットフォームの実績を記載いただくこととなります。
「知」の集積_10	加算ポイントにおける研究開発プラットフォームの活動状況は、どのように審査するのか。	研究開発プラットフォームにおける、以下の活動状況について確認することになりますので、活動実績は漏れが無いよう記載してください。 ① 「知」の集積と活用場の産学官連携協議会主催イベントへの参加状況 ② 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況
「知」の集積_11	「知」の集積と活用場の活動状況の加算の点数を教えてください。	基礎研究ステージのチャレンジタイプ及び若手研究者応援タイプを除いて、研究開発プラットフォームの活動状況を踏まえ、以下のとおり加算を行います。 【1次（書面）審査】A評価：10点、B評価：8点、C評価：6点、 D評価：4点、E評価：2点
「知」の集積_12	「知」の集積と活用場のプラットフォームから応募する場合も、別途コンソーシアムを設立するのか。	「知」の集積と活用場のプラットフォームからの応募であっても、採択された後に研究開発のための研究コンソーシアムを設立していただく必要があります。
知財関係_1	研究コンソーシアムが特許権等を協力機関と共有を行うためには、どのようなケースであれば生研支援センターから承認が得られるのか。	協力機関については、研究コンソーシアム外の第三者として位置付けています。したがって、特許権等を共有するような共同研究を実施するような場合は、原則として共同研究機関としてコンソーシアムに参画する必要があります。 なお、（協力機関として外部の第三者として協力する理由があり、）公益に資するものであれば、特許権等の共有について承認する場合もあります。
知財関係_2	協力機関と特許権等を共有するためには、いつ、どのような手続きを行えばよいか。	前広に生研支援センターに御相談ください。遅くとも特許出願申請前に「第三者を共同出願人等に加える理由書」を提出していただきます。その際、秘密保持契約等の有無についても確認することとなります。
知財関係_3	協力機関について、「研究グループは、成果等が漏洩することがないよう、協力機関との共同研究契約など秘密保持に係る措置を講じるとともに、研究グループごとに定める協定書や知財合意書等においても守秘義務を規定する必要がある」とあるが、代表機関がすべての協力機関と秘密保持契約や共同研究契約を締結することが必須か。	本事業では、協力機関は研究コンソーシアム外部の第三者と位置付けているため、研究コンソーシアムと全ての協力機関で秘密保持に関する取り決めをすることが必要です。 共同機関（第三者）に特許権等を保有させる場合は、共同研究の内容、秘密の保持及び知財の取り扱い（特許権等の帰属や持分、実施・実施許諾・譲渡に関すること等）に関連する条項を含む「共同研究契約等」を締結する必要があります。「共同研究契約等」には、当該共同研究と生研支援センターの事業の関係および委託先が生研支援センターとの間で結んだ委託契約との関係が明示されていることも必要です。「共同研究契約等」の案を作成後、担当事業課へ送付いただき、事前にご相談ください。なお、共同機関（第三者）に特許権等を保有させない場合は、「秘密保持契約」のみの締結でもかまいません（個人農家を相手方とする場合は、「秘密保持にかかる誓約書」でも可）。
知財関係_4	特許関連経費について、他の研究開発事業に採択され創出された研究成果の実用化を目指し、本事業へ応募する場合、当該研究成果の特許関連経費は、本事業の基礎研究部分にあたるので、本事業の直接経費（自己資金、委託費）として支出は可能か。	応募する研究課題の基礎研究に該当する場合であっても、既に実施済の研究に関する経費であり、本事業の直接経費として支出することはできません。なお、間接経費であれば対象とすることが可能です。

分類	問	回答
データマネジメント_1	データマネジメントプランの記載方法について、具体的にどのようなデータを記載するのか。	研究の実施過程で生じるすべての研究データを記載していただきます。 なお、研究実施中に当初計画にない研究データが生じた場合は、プランに追加して記載していただきます。
データマネジメント_2	本事業実施期間中においても、研究担当者が参画する他のプロジェクトにおいて、データを利活用してもよいのか。	研究コンソーシアム内において、データ毎にその性質に応じて公開・非公開や公開範囲等を決定していただくことになります。
e-rad関係_1	e-radへの登録はどの範囲まで必要か。民間企業の参画者でも全員必要か。	研究補助者を除いたすべての研究者（研究代表・研究分担者）の登録が必要です。
e-rad関係_2	研究インテグリティの事前登録は、研究担当者として参加する全員が行う必要があるのか。	研究代表者だけでなく研究分担者も含めてすべての研究者が事前に登録を行う必要があります。
ステージ共通_1	1次（書面）審査の点数は、2次（面接）審査に影響するのか。	1次審査の点数は、2次審査に影響しません。
ステージ共通_2	「フラッグシップ輸出産地に認定された産地の代表者の参画」の加点について、代表者が県の知事であった場合、その県の研究機関が応募した場合は加点対象となるのか。	産地の代表者が所属する機関が研究課題のコンソーシアムに属している場合、加点の対象となります。 代表者が県知事であった場合、その県の農業試験場等の研究機関が応募課題の研究コンソーシアムに所属していれば、その応募課題は加点の対象となります。
基礎研究ステージ_1	基礎研究ステージの内容はどのようなものか。	基礎研究ステージは、研究機関等の独創的なアイデアや基礎科学など萌芽段階の研究を基に、将来、農林水産・食品分野での社会実装を目的とした革新的な研究シーズを創出する基礎段階の研究が対象です。 ①基礎重要政策タイプ： みどりの食料システム戦略や、輸出戦略、農林水産研究イノベーション戦略の推進に資する基礎研究が対象です。 ②研究シーズ創出タイプ 農林水産業・食品産業の発展につながる革新的な研究シーズを創出することを目的とした研究が対象です。 ③チャレンジタイプ 新たなアプローチや考えにより、農林水産業・食品産業の発展につながることを目的とする、独創的でチャレンジングな基礎研究やFS（フィージビリティスタディ）的な研究が対象です。 ④若手研究者応援タイプ 若手研究者に研究代表者として活躍の場を提供し、若手ならではの斬新なアプローチで研究シーズを創出する研究が対象です。
基礎研究ステージ_2	基礎研究ステージのチャレンジタイプの研究期間は1年以内だが、研究終了後にステージ移行で研究を継続することは可能か。	基礎研究ステージ・チャレンジタイプの研究課題は、研究ステージの移行の対象外となります。 次の段階の研究を希望される場合は、新規公募への応募をご検討ください。
基礎研究ステージ_3	研究者11名での基礎研究チャレンジタイプへの応募を計画しているが、問題ないか。	研究グループの参加者数に制限はありません。ただし、チャレンジタイプは委託費上限額が1,000万円となるので、研究成果を上げるのに十分かどうか精査してください。
基礎研究ステージ_4	若手研究者応援タイプは、研究統括者が若手の要件に該当すれば、若手ではない研究者を研究分担者に含めていても応募が可能か。	研究統括者が若手の要件である「39歳以下又は博士取得後8年未満」を満たしていれば、他の研究分担者が若手ではなくても応募が可能です。なお、研究統括者のほか、すべての研究分担者が若手である場合は、1次審査の際に加算措置（5点）があります。

分類	問	回答
開発研究ステージ_1	開発研究ステージの内容はどのようなものか。	開発研究ステージは、農林水産省の研究資金や他の研究資金による基礎研究等で創出された成果（研究シーズ）を基にした、農林水産・食品分野における生産現場の技術的な課題等を解決するための実用化段階の研究開発が対象です。 前提条件として、十分な基礎研究等での知見及びそれに基づく技術シーズの蓄積があること、研究成果となる生産技術当（出口）を明確化し、生産現場等への導入・普及が見込まれることが必要です。 ①開発重要政策タイプ： みどりの食料システム戦略や、輸出戦略、農林水産研究イノベーション戦略の推進に資する開発研究が対象です。 ②実用化タイプ 基礎研究等の成果を商品化又は事業化することなどにより収益化を目的とする民間企業発の開発研究が対象です。 また、代表機関は、研究機関等の分類で定めているセクターⅣであることが必要です。 なお、共同研究機関においては、セクターⅣであっても研究成果を活用して利益の得る意向のない者はMFの対象外です。 ③現場課題解決タイプ 基礎段階等の研究成果を地域ブランド品種の育成や、地域条件に応じた新しい栽培体系の構築など、研究成果の公益的利用を目的とする地域発の開発研究が対象です。 また、代表機関は、研究機関等の分類で定めているセクターⅠであることが必要です。 ④病害虫防除対応タイプ 早期に対応しなければならない農作物の病害虫の防除に対する研究開発が対象です。
開発研究ステージ_2	開発研究ステージの実用化タイプにおいて、代表研究機関は、研究成果を活用して利益を得る意向のない（特許権等の権利者とならない）者であってもマッチングファンドの対象となるのか。	実用化タイプは、研究成果を商品化又は事業化するなど収益化を目的とする研究開発が対象です。 このことから、代表研究機関のマッチングファンドを必須としています。 研究成果を活用して利益を得る意向のない（特許権等の権利者とならない等）者は、共同研究機関での参画は可能ですが、代表機関としては参画できません。
開発研究ステージ_3	実用化タイプにおいて、共同研究機関も利益を得る場合は、代表機関だけでなく、共同研究機関もマッチングファンドが適用されるという理解でよいのか。	共同研究機関についても、成果を活用して利益を得る（※）民間企業が含まれる場合は当該民間企業が必要とする研究費分について一定割合の自己負担をしていた必要があります。 ※成果を活用して利益を得るとは、本事業により得られた成果（特許権等）を活用して新たな商品や便益の開発に伴う将来的な利益の創出を行うことです。
開発研究ステージ_4	マッチングファンドが必須の開発研究ステージ・実用化タイプにおいて、複数の民間企業等が参画する場合は、全ての民間企業等がMFを適用する必要があるのか。	開発研究ステージ・実用化タイプでは、研究グループにMFの適用対象となる民間企業等が参画する必要があります。 このことから、民間企業等が複数参画する場合は、代表機関はマッチングファンド（MF）を適用する必要があります。 MF適用の民間企業等と、MFの適用対象とならない民間企業等が混在している場合でも応募は可能ですが、この場合は、後者について、MFを適用しない理由を提案書に明記していただきます。また、後者が、研究実施中または研究終了後5年間に、本事業の研究成果を活用して新たな商品や便益の開発を行った場合は、研究当初に遡ってMF条件を満たすよう、過払いとなった委託費を返還していただくことになりますので注意してください。 <事例1> 研究グループに、代表機関民間企業A（MF適用対象）、共同研究機関民間企業B（MF適用対象）が参画している場合、応募可。 <事例2> 研究グループに、代表機関民間企業A（MF適用対象）、共同研究機関民間企業B（MF適用対象外）が参画している場合、応募可。 <事例3> 研究グループに、代表機関民間企業A（MF適用対象外）、共同研究機関民間企業B（MF適用対象）が参画している場合は、応募不可。（ただし、民間企業Bを代表機関とした場合は応募可。）
開発研究ステージ_5	現場課題解決タイプは、複数の県が、それぞれの課題に対し、共通するところを共同して実施することは可能か。	例えば、中課題1はA県とB県が共同で担当し、中課題2をA県が単独で担当し、中課題3をB県が単独で担当するなど、複数県で研究グループを構成し、研究課題を応募していただくことは可能です。ただし、中課題1と中課題2と中課題3の研究内容は関連している必要があります。
開発研究ステージ_6	病害虫防除対応タイプで対象となる分野、ならない分野を具体的に教えて欲しい。	本タイプでは、農産物の生産現場における病害虫及び雑草の防除が主な目的の研究課題を対象としています。 水産物・林産物・畜産物に関する被害、鳥獣害、気象災害による被害に関する研究課題は、これまで同様、他のタイプに応募してください。

分類	問	回答
開発研究ステージ_7	病虫害防除に関する研究課題であれば、病虫害防除対応タイプに応募しなければならないのか。 (他のタイプに申請してはいけないのか。)	病虫害防除に関する研究課題であっても、条件を満たせばその他のタイプに応募することは可能です。
研究課題提案書様式_1	「様式3 研究業績・応募状況等」の「2. 研究費の応募・受入等の状況・エフォート」におけるエフォートの合計の考え方について教えてほしい。	研究統括者及び研究分担者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち「(1) 応募中の研究費」、「(2) 受入予定の研究費」、「(3) 現在受け入れている研究費」及び「(4) その他の活動」のそれぞれの研究活動等の実施に必要な時間の配分割合(%)を記入してください。なお、「全仕事時間」とは、研究活動の時間のみではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。 (令和7年2月18日追加)